

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省）

制 度 名	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除等の延長及び拡充			
税 目	所得税（投資型）			
要 望 の 内 容	<p><現行制度の概要> 一定の省エネ改修工事を行った場合、その工事費と標準工事費のいずれか少ない金額（上限 200 万円※太陽光発電設備設置時は 300 万円）の 10%を工事年分の所得税額から控除する。</p> <p><要望内容></p> <p>①既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除（省エネ改修）について、適用期限の 2 年間延長</p> <p>②省エネ改修の対象工事の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断熱改修工事と併せて行う蓄電池、太陽熱利用システム、高効率給湯器又は高効率空調の取替え又は取付けに係る工事を対象に追加する。 ・低炭素建築物（集約都市開発事業により低炭素建築物とみなされる場合を含む。）の認定を受けた改修を対象に追加する。 <p>③申請手続の運用の改善（省エネ改修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準単価を最低基準単価とした上で、当該単価の積上げを控除対象とする。 ・増改築等工事証明書・住宅耐震改修証明書の発行主体に、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人を追加する。 ・増改築等工事証明書・住宅耐震改修証明書の添付の代わりに、リフォーム瑕疵保険の保険証書の添付でも申請できるようにする。 ・用語の容易化等の証明書様式の見直しを行う。 <p>（工事費要件の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ改修の工事費要件を見直し、30 万円超から 50 万円超とする。 			
	<p>【関係条文】</p> <p>租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、第 41 条の 19 の 3</p> <p>租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5</p> <p>租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">▲30 百万円 （▲800 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲30 百万円 （▲800 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲30 百万円 （▲800 百万円）			

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国における民生家庭部門のエネルギー消費及びCO₂排出量は、長年増加傾向にあり、住宅においても省エネルギー性能の一層の向上を促進することが必要不可欠である。</p> <p>新築住宅の約70倍もの規模を有する既築住宅の省エネルギー性能については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（以下「平成11年省エネ判断基準」という。）の適合率が約5%程度にとどまっており、過半数以上の既築住宅は、基準として初めて作成された昭和55年省エネ判断基準にも満たない状況にある。</p> <p>このため、民生家庭部門のエネルギー消費量を削減するためには、既存住宅の省エネ性能の向上が重要である。</p> <p>以上の状況を踏まえ、本制度により省エネ改修を強力に推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>エネルギー・環境会議において議論している今後のエネルギー政策の方向性として示している3つのシナリオのいずれにおいても2030年における省エネ量は2010年比で約2割を見込んでいるところである。このうち、住宅においても新築・既築の住宅の断熱性能を向上させ、平成11年省エネ判断基準以上の住宅を既築住宅の3割とすることを目指している。この目標に向けて、「エネルギー基本計画」に掲げる政策目的を確実に達成し、民生家庭部門におけるエネルギー削減を強力に推進していくことが必要である。</p>	
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>○「日本再生戦略」において、2020年までの目標として「中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増」、「省エネ改修の促進などに取り組み、省エネ、耐震性、バリアフリー性等に優れた住宅の普及促進を図る」ことが位置付けられている。</p> <p>（政策評価体系における位置付け）</p> <p>3. 資源エネルギー・環境政策</p> <p>・中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を2020年までに倍増する</p> <p>・中古住宅の省エネリフォームを2020年までに現在の2倍程度とする</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間 2年間</p> <p>-----</p> <p>同上の期間中の達成目標 省エネリフォームの件数を約11万件にする。</p> <p>政策目標の達成状況 2012年時点で目標増加量の約3割を達成。</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	平成 25 年 : 3,592 件 平成 26 年 : 4,098 件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが、政策目標の達成のために有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 ・ 省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置（固定資産税）
予算上の措置等の要求内容及び金額		<p>○住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業において、断熱性が高く、高効率機器等を備えた省エネ住宅等の普及を支援する。 平成 25 年度概算要求額 80 億円</p> <p>○既築住宅断熱改修支援事業において、高断熱使用の断熱改修を行う住宅リフォーム事業を支援する。 平成 25 年度概算要求額 100 億円</p>	
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		<p>上記制度は、省エネルギー性の高い高効率エネルギーシステム（空調、給湯及び断熱部材等で構成）の導入、それらの性能、費用対効果等の情報の取得及び当該成果の公表に対して補助を行うものであり、既築住宅に対して省エネルギー改修を促進すること目的とする本税制とは制度の趣旨が異なる。</p> <p>また、本税制は国民一人一人が個別に補助申請を行い、審査を経て補助金を受給する仕組みではなく、一定の要件を満たす者全てについて、確定申告の際に減税の手続きを合わせて行う仕組みとすることで、公平かつ簡素にインセンティブを付与し、住宅の省エネルギー改修を促進する。</p>	
要望の措置の妥当性		既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくため、改修に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 22 年 : 2,914 件 平成 23 年 : 3,325 件 平成 24 年 : 3,793 件 (いずれも推計値)	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	租税特別措置の適用件数は着実に増加してきており、本税制特例は、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修の促進に寄与している。	
	前回要望時の達成目標	2020年までにZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を標準的な新築住宅とするとともに、既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加させる。	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、エネルギー基本計画及び住生活基本計画の見直しに伴い、政策目標を修正することとした。
これまでの要望経緯		平成 21 年度：創設、平成 23 年度：2 年延長